

5 山形県子ども・若者支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 青少年育成支援に関連する分野の関係機関・団体が連携し、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項で定める社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（以下「支援の対象となる子ども・若者」という。）に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、山形県子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達するため、次の各号に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 支援の対象となる子ども・若者に関する情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 支援の対象となる子ども・若者に対する関係機関等の連携による支援に関する事項
- (3) 協議会が円滑に運営されるための環境整備に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は別表に掲げる関係機関等（以下「構成機関」という。）をもって構成する。ただし、必要に応じ新たな団体・機関を加えることができる。

(組織)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課長をもって充てる。
- 3 協議会は、座長が招集し開催する。また、必要に応じ議題に関連する構成機関のみをもって開催することができる。
- 4 座長は、必要があると認める場合は、構成機関以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。

(調整機関の指定)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課とする。

(経費負担)

第6条 協議会に係る経費については、各構成機関において負担する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の構成機関及び会議に参加した者は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務において知り得た秘密を漏らしてならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分 野	構 成 機 関
教 育	山形県教育庁生涯教育・学習振興課
	山形県教育庁義務教育課
	山形県教育庁高校教育課
	山形県教育センター
保健福祉・医療	山形県子育て若者応援部子育て支援課
	山形県子育て若者応援部子ども家庭課
	山形県健康福祉部健康福祉企画課
	山形県健康福祉部地域福祉推進課
	山形県健康福祉部障がい福祉課
	子ども家庭支援センター「チェリー」
	山形県福祉相談センター中央児童相談所
	山形県精神保健福祉センター「自立支援センター巣立ち」
	山形県発達障がい者支援センター
	山形県民生委員児童委員協議会
	社会福祉法人山形いのちの電話
雇 用	山形労働局職業安定部職業安定課
	山形県産業労働部雇用対策課
	山形県若者就職支援センター
	山形県求職者総合支援センター
	やまがた若者サポートステーション
	置賜若者サポートステーション
	庄内地域若者サポートステーション
矯正・更生保護	山形保護観察所
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所
	山形県警察本部生活安全部人身安全少年課
調整機関	山形県子育て若者応援部若者活躍・男女共同参画課
その他支援機関	若者相談支援拠点